

カテゴリ	No.	質問内容	回答
キャンペーンについて	1	プラン造成について教えてください。	仙台市が実施する宿泊促進キャンペーン「仙台トク旅」の対象となる市内宿泊施設に宿泊する観光客等に対して、1人、1泊あたり20%（最大3,000円）の割引を行い、地域限定クーポン2,000円分を発行し、その対象経費相当分を参加事業者（宿泊事業者及びクーポン加盟店）へ交付するものです。詳細は手引きをご確認ください（9月中旬頃に案内予定）
	2	クーポン手交のタイミングはいつでしょうか？	クーポンの発行は宿泊施設で行っていただけます。チェックイン時にお客様へお渡しください。
	3 追記 NEW	事業者ごとに発行できるクーポン数や金額に上限はありますか。	宿泊割について、前期分（9月30日～11月30日まで予約受付）は宿泊割に宿ごとの上限額がありますが、それとは別に、宿泊分に付随して発行するクーポン分の予算（人数×2000円）は確保しております。 例 上限額が90万円、1泊15,000円の宿泊代だった場合 宿泊割の上限予算 3,000円×300泊＝900,000円 クーポンの上限予算 2,000円×300泊＝600,000円 ※宿泊割90万円とは別にクーポン分の予算を設けております。 後期分（12月1日～1月30日まで予約受付）は、宿ごとの予算上限額はなく、早く予約を入れた順に予算消化し、予算全体の上限に達した時点で終了となります。
	4	宿泊施設での滞在時に追加で支払いをしたものも、支援の対象となるのでしょうか。	事前に【仙台トク旅】の対象として宿泊代金を明示・通知したプランに対して予約を行っていたもののみが割引の対象となり、旅行開始以降に発生した追加費用については対象外となります。なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」「現地で追加した物品・サービス」どちらも合わせて宿泊施設のチェックアウト時に支払う場合であっても同様です。 例）宿泊施設滞在時に追加で注文した物品・サービス、チェックイン時に追加した食事代等 ただし、「クーポン加盟店」として宿泊施設が登録した場合には、クーポンでの追加費用への支払いは可能です。
	5	すでに造成しているプランで紙パンフレットを作成しているものがあります。「仙台トク旅」というプラン名は載っていないのですが、今回対象プランとしてもよいでしょうか。	対象にすることは可能ですが、パンフレットに記載しているものと同じプランを自社サイト等で販売する場合は【仙台トク旅】対象であることを明示してください。
	6	学校行事（修学旅行等）の団体がキャンペーンを適用できますか。	みやぎ宿泊割と異なり、公費出張などについて特段の制限はないので、申込主体が何（誰）であれ対象として、引率も対象として構いません。
	7	ホテルに宿泊した後、同日にデイクースを利用された場合、すべてキャンペーン適用となるのでしょうか。	「1名1泊」「宿泊促進キャンペーン」とうたっているため、宿泊が対象です。この場合、デイクースの利用分は対象外です。
	8	連泊制限はありますか。	7泊分までが対象です。別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は7泊分までが上限となります。
	9	7泊＋7泊と連続した日付で予約されていますが、泊数制限内なのでそれぞれ対象になりますか？	別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は7泊分までが上限となります。連続して宿泊する場合は、1日宿泊しない日を設ける必要があります。
	10	チェックイン窓口がない場合どうなりますか？	恐れ入りますが、本キャンペーンは、宿泊事業者の場合、チェックイン時にクーポンの手渡しが必要となります。
	11	OTAへのプラン掲載する場合は、プランの金額はトク旅キャンペーン割引後の金額か、割引前の元の宿泊代金か？	OTAへの掲載いただく金額は、トク旅キャンペーン割引後の金額を記載してください。仙台トク旅である旨の記載を必ずお願いします。「割引後の金額であることを示す文面」も記載してください
	12	OTA経由の予約は事前決済でもよいですか。	宿泊施設様が割引した後の金額であれば、OTAの掲載は可能で、事前決済でも構いません。
実績報告について	13	WEB口座のため通帳がありません。実績報告の口座情報の提出は通帳の控えを添付するようになっているが、どうすればよいですか。	口座番号・名義人など必要情報が分かるページのコピーを貼り付けて提出してください。
	14	実績報告ですが、毎月必ず提出しなければならないのでしょうか？最終の締切日にまとめて報告でも大丈夫でしょうか？入金が遅れるのは承知しています。	実績報告は不要ですので、使用されているregionPAYの管理画面上で確認をしてください。
クーポン発行について	15	クーポンを渡し漏れてしまった場合、どうすればよいでしょうか。	クーポンの有効期限内に、事業者様から責任をもってお客様へお渡しいただくようお願いいたします。消費者へクーポンをお渡しできなかった場合や、渡せないまま有効期限を超えてしまった場合は自動的に無効となり、キャンペーンの対象外となりますので、ご注意ください。
	16	対象プランを独自のクーポンやポイントなどで割引いて（適用して）販売する場合、補助金の算出やクーポン発行は、割引前か割引後どちらの金額に応じて発行すればよいでしょうか。	販売元が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や本キャンペーン以外の国または地方自治体及び互助組合等で利用される補助金などの各種割引を利用する場合は割引適用後の旅行宿泊代金を本キャンペーンの対象基準金額として発行ください。精算時に互助組合等の補助金等を利用する場合は、当日精算時に言われた場合のみ現金と同じ扱いとして対応してください。事前に利用されることが施設側に伝わっている場合は、ポイントと同じ扱いとして、適用後の額がキャンペーンの対象額となります。
	17	誤ってクーポンを発行してしまいました。まだ利用者の方にはお渡ししていません。（宿泊金額、利用人数、宿泊数等の間違い）	宿泊施設への直接予約（宿直）の場合は、操作マニュアルの19ページにキャンセル方法の記載がありますので、そちらを参照の上グループ全員分、キャンセル処理を行なってください。キャンセル処理後、再発行をお願いします。 また、クーポンの再発行に時間がかかる場合は、チェックイン時にはすぐにクーポンがお渡しできないことを利用者さまへお伝えください。詳細はマニュアルをご確認ください。 キャンセル処理ができない場合、当事務局で対応致しますのでご相談ください。
	18	チェックイン後で既にクーポンをお渡し済みの場合に、減泊や人数変更の依頼があった場合、クーポンの発行はどうすればよいですか。	詳細を確認後、状況に応じて適宜対応致しますので、詳細をお聞かせ願えますでしょうか。
	19	クーポンを誤って配付してしまった場合どうしたらよいでしょうか。	regionPAY発行店用の管理画面にログインしていただくと、対象のクーポンをキャンセルすることが可能です。詳細は「宿泊施設管理画面マニュアル」をご確認ください。

20 NEW	<p>今回のキャンペーンにて使用する『RegionPay』について マニュアル等拝見したところお客様自身でのクーポン登録は無く、登録・発行はあくまでも宿側のみ可能のようですが、直予約はもちろん、OTA経由の予約も全て当館側で登録するという認識でよいでしょうか。</p>	<p>直予約、OTA経由予約全て宿泊施設様での登録となります。大変お手数をおかけして恐れいますがよろしくお願いたします。</p>
21 NEW	<p>販売窓口についてこれといった対象外の明記がありませんが、仮にハウスエージェントから予約依頼があった場合も、それは対象となるのでしょうか。 例えば『直予約のみ受付する』『年末年始は対象外にする』等、販売経路や販売日も当館側の判断で絞って良いという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>販売経路、販売日も宿泊施設様の判断で絞っていただいて構いません。ただし、限られた予算を有効にご活用いただくよう（なるべく余ることのないよう）に、ご注意をお願いいたします。</p>
22 NEW	<p>前期：2023年9月30日チェックイン分～2023年12月1日チェックアウト分までと記載ありますが、前期の期間中に12月～1月分の予約を受けるのは問題無しという認識でよろしいでしょうか？ それとも、前期予算は12/1チェックアウト分までしか使えませんか？</p>	<p>「前期」「後期」は予約日ベースです。前期期間中も12～1月の予約を受けていただいて問題ございません。</p>